

## 協議書（案）

委託者 兵庫県立のじぎく特別支援学校長 （以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間に兵庫県立のじぎく特別支援学校の児童・生徒の登下校の用に供する通学バスの運行管理業務（以下「委託業務」という。）の委託を目的とした令和8年4月1日付委託契約について、下記の事項を定め、甲、乙共に誠実に履行するものとする。

### 記

1 車両の故障等の緊急時の代替車両に係る経費について、以下のとおりとする。

- (1)代替車両費（　　型）について、1日につき　　円とする。この金額は、1日のみ及び連日の初日や最終日、連日の中日全て共通とする。
- (2)代替車両での運行1日につき令和8年4月1日付委託契約に含まれる人件費（運転員）円及び燃料費　　円を減額する。
- (3)代替車両費、人件費（運転員）及び燃料費について、半日利用の場合は、1(1)(2)にて定めた額の1/2とする。

2 委託契約金額を変更する時期は、令和8年11月1日及び別途協議し、決定した日とする。

令和　　年　　月　　日

甲　兵庫県神戸市西区北山台2丁目566-134  
兵庫県立のじぎく特別支援学校長

乙　〔所　在　地〕  
〔名　　称〕  
〔代表者職氏名〕